

滋賀シアターアーツトレーニングセンターにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン

(第1版)

作成日：2021年1月1日

最終更新日：2021年6月1日

1 本ガイドラインについて

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になります。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め、業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされたところです。これを受け、同専門家会議の提言の中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら、新型コロナウイルス感染症の流行が終息するまでの当面の対策をとりまとめました。また、本ガイドラインは、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図った上で必要と考えられる対策を例示したものであり、各宿泊施設においては、施設の規模や業態等を勘案し、各施設の実情に合わせた対策を講じることとします。なお、本ガイドラインは、最新の新型コロナウイルスの予防に係る専門家の知見、宿泊客の要望、事業者側の受入環境等を踏まえて、必要な見直しを行っていきます。

2 具体的な対策の検討にあたっての考え方

同専門家会議の提言にしたがって、対策の検討にあたっては、以下の点に留意した。

- ・新型コロナウイルス感染症の主な感染経路である接触感染と飛沫感染のそれぞれについて、従業員や宿泊客等の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。
- ・接触感染のリスク評価としては、他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定します。高頻度接触部位（パブリックエリアの家具類、フロントデスク、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、テレビや空調機等のリモコン、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）には特に注意する。
- ・飛沫感染のリスク評価としては、換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度保てるか、施設内で大声などを出す場がどこにあるかなどを考える。

3 具体的な感染防止対策

(1) 留意すべき基本原則と各エリア・場面の共通事項

①留意すべき基本原則

- ・従業員と宿泊客及び宿泊客同士の接触をできるだけ避け、対人距離を確保（できるだけ1mを目安に）する
- ・感染防止のための宿泊客の整理（チェックイン・チェックアウト時に密にならないように対応。）
- ・ロビー、シャワー室、食堂等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染を防止する
- ・入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
- ・マスクの着用（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- ・施設及び客室の換気
- ・施設内の定期的な消毒
- ・宿泊客への定期的な手洗い
- ・消毒の要請

- ・従業員の毎日の体温測定、健康チェック

②各エリア・場面の共通事項

- ・他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を工夫して最低限にする。
- ・複数の人の手が触れる場所を定期的に消毒する
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄及び消毒する又は使い捨てにするなど特段の対応を図る
- ・人と人が対面する場所は、距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで飛沫感染を防止する
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯する
- ・手洗いや手指消毒の徹底を図る
- ・宿泊客や従業員がいつでも使えるようにアルコール液を施設内（客室、シャワー室、共用トイレ等）に設置
- ・宿泊客、従業員の中に無症状感染者がいる可能性があることを踏まえて、感染防止策を取る
- ・送迎車での送迎の場合は、全員にマスクの着用及び運転席と客席の間に感染防止シートを設置

(2) 各エリアの留意点

①入館時（ロビー等）

- ・新型コロナウイルスに関しては、発症していない人からの感染もあると考えられるが、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛、けん怠感などの症状がある人は申し出るように呼びかける。宿泊客から申し出があった場合は、同意を得た上で、速やかに保健所（帰国者・接触者相談センター）へ連絡し、その指示に従う
- ・なお、万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱に十分注意しながら、宿泊客等の名簿を適正に管理する
- ・入口及びロビー内に手指の消毒設備（アルコール等）を設置する
- ・入館の際に手指の手洗い・消毒を依頼する

②送迎時

- ・送迎車の運転席と後部座席の間にはビニールシート等で仕切りを設置

③チェックイン

（チェックイン待ち）

- ・間隔を空けた待ち位置の表示など、宿泊客同士の距離を保つ

（チェックイン手続き）

・フロントデスクは宿泊客との距離を保つ又はアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽（宿泊カードの記入）

- ・宿泊カードのオンライン化を推奨

事前に必要書類をメールにて対応していきます

- ・フロントデスク、筆記具等の頻繁な清拭消毒等

（受け入れ時の対応）

- ・チェックイン時は代表者がまとめてチェックインを行い、参加者は一つの場所に固まらず、分散して待機を行うよう要請

④客室

(部屋のドアの開閉)

- ・ドアノブの清拭消毒

(部屋の設備(※)への接触)

- ・客室清掃時に、消毒剤(洗浄剤・漂白剤等)を使って表面を清拭

※空調のリモコン、部屋の照明スイッチ、スタンド、座卓、押し入れ、冷蔵庫、電話機、トイレ、水栓等

(部屋の備品(※)への接触)

- ・コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換。

使用済アメニティーは廃棄、館内用スリッパは使い捨てに替える又は消毒を徹底等

※ドライヤー、座椅子、座布団、スリッパ等

(換気)

- ・一定時間ごとに客室の窓を開けての換気を要請等

(家族等普段生活している人以外との相部屋)

同居者以外との相部屋の場合は、相手の同意を得ることに留意

また、事前に参加者への確認を行うことを要請

⑤大浴場

- ・入場人数の制限

(更衣室)

- ・ドアノブ等の清拭消毒
- ・棚、ロッカーの使用制限をする(最低1列は空ける)
- ・冷水器は、使い捨てコップで対応する
- ・定期的なロッカーの清拭消毒

(シャワー室内)

- ・備品等の清拭消毒
- ・シャワー室内の換気強化
- ・アメニティーは持参してもらう
- ・シャワー室における会話を控えることを要請等

(化粧台)

- ・ドライヤー・化粧品・ブラシ等は持参を要請等

⑥食事関係(※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。)

徹底した感染防止対策としては以下のことに留意するものとする。

なお、宴会を実施する場合は、十分な距離を取ること等に留意

(宴会)

当面の間は宴会のご利用は中止

(食事)

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は、お部屋食を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・利用の都度、備品等を清拭消毒
- ・横並び着席の推奨、テーブルの間隔を広げる(座席レイアウトの変更)

- ・参加人数、滞在時間の制限
- ・食堂の換気強化
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）
- ・基本的にはお弁当（個食）対応とする。

お客様のご要望次第で感染予防策を取ったビュッフェも可能とする

（食べ終わった食器類の下膳）

- ・下膳作業後の手洗い、手指消毒の徹底
- ・グループ毎に食事後のテーブル等を消毒

（客室内での料理の提供）

- ・横並び着席の推奨
- ・一度に料理を提供し、従業員の客室への入室回数を少なくする
- ・従業員のマスク着用
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす（従業員からの料理説明を料理説明メモに変更等）

（会場入り口での受付・案内）

- ・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- ・従業員のマスク着用
- ・発熱、咳、かぜ症状のある人は入場遠慮を要請
- ・入場時、手洗い又は手指消毒の徹底
- ・従業員と宿泊客の接触を極力減らす

⑦清掃等の作業

（従業員が客室の布団上げ）

- ・マスクを着用し、使用後のリネン類は、回収後に人が触れないように密閉保管

（客室清掃）

- ・清掃時のマスク・使い捨て手袋の着用
- ・使用した浴衣、室内スリッパ等はすべて洗濯・消毒済みのものと交換
- ・使用済みタオルは、回収後に人が触れないように密閉保管し、回収業者へ
- ・ゴミはビニール袋で密閉して処理

（シャワー室清掃）

- ・シャワー室内の設備・備品を清拭消毒・清掃時に換気し、完全に空気を入れ替える
- ・脱衣室内の設備・備品を清拭消毒、棚やロッカー内部も清拭消毒
- ・使用済みタオルは密閉保管し、回収業者へ
- ・シャワー水等の消毒の徹底

（館内清掃）

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を、始業前、始業後に清拭消毒することが重要であり、ドアノブ、階段の手すり、フロントデスク、ロビー内の家具、共用パソコンなどは、定期的にアルコール液で拭く
- ・手が触れることがない床や壁は、通常の清掃で良い
- ・宿泊客用スリッパは撤去。基本上履き持参をお願いする。置く場合は消毒の徹底

⑧トイレ

- ・便器内は、通常の清掃で良い

- ・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行う
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ・ペーパータオルを設置する
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止する
- ・常時換気をオンにしておくなど換気に留意

⑨従業員等の休憩スペース（※感染リスクが比較的高いと考えられるため留意する。）

- ・使用する者はマスク着用
- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしないようにする
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒する
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗いをする

(3) 宿泊客の感染疑いの際の対応

- ・万一、発熱や呼吸困難、けん怠感など、感染の疑われる宿泊客がいる場合、客室内で待機し、マスク着用をお願いし、外に出ないように願います（同行者も同様）
- ・事前に他の宿泊客と区分して待機する部屋等を決めておく
- ・食事も客室にお届けし他の宿泊客との接触を避ける。その宿泊客と対応するスタッフも限定する。対応時にはマスクを着用する
- ・保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのある宿泊客の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う
- ・当日の宿泊者名簿を確認し、保健所への提出に備える
- ・館内の他の宿泊客への情報提供は、保健所の指示に従う

参考：

全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会

日本旅館協会

全日本シティホテル連盟

『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン（第1版）』